

草津市入札心得

(目的)

第1条 一般競争および指名競争入札（以下「入札」という。）を行う場合（但し、電子入札は除く。）の事務の取扱については、地方自治法（昭和22年法律第67号）および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）その他の法令に定めるもののほか、この心得によるものとする。

(入札保証金等)

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札保証金を草津市契約規則第9条により免除を受けた場合を除いて、現金による納付のほか次に掲げる担保により入札執行時までに納めなければならない。

- (1) 国債、地方債その他国または地方公共団体の保証のある債券
- (2) 市長が確実と認める金融機関の支払保証のある小切手
- (3) 市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債券
- (4) その他市長が確実と認める有価証券

2 前項に規定する有価証券の担保は、国債、地方債、小切手および定期預金債券にあつては額面金額または券面金額、その他の債券にあつては額面金額または登録金額（発行価格が額面金額または登録金額と異なるときは発行価格）の10分の8に相当する金額によるものとする。

(入札等)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案および現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、市が指定した入札書を基本とする。
- 3 入札は、草津市郵便入札実施要領に基づき、郵便入札の方法により執行する。ただし、特別の事情がある場合は、入札書を入札箱に投函する紙入札により執行することができる。
- 4 紙入札の場合、入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第1号）を持参させなければならない。
- 5 紙入札の場合、入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 建設工事等の入札の場合は、入札書と併せて必ず見積内訳書を提出しなければならない。

(入札の辞退等)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札後に投函した入札書は撤回できない。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げる方法により申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）または、契約担当者等に直接持参して行う。
 - (2) 入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
 - (3) 紙入札の場合、入札執行中にあつては、入札辞退届（様式第2号）またはその旨を記載した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行うものとする。
 - (4) 紙入札の場合、入札の辞退等により入札参加者が1人となるときは、入札執行を取りやめる。
- 3 指名を受けたにもかかわらず、指定された時刻までに入札書を提出しない、または前項の規定に基づき入札を辞退する旨の申し出をしなかった場合は、入札を棄権したものとする。
- 4 入札を棄権した者は、以後の指名競争入札において指名を保留することがある。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (4) 入札保証金または保証金に代わる担保を納付または提供しない者または不足する者のした入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、または2通以上の入札書を提出した者の入札
- (8) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、物品および委託業務にあっては予定価格の制限の範囲に下限は設けない。

(再度の入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、入札価格が予定価格に比し著しく差のある時は入札執行を一時中止することがある。この場合には、入札執行者の決定するところにより入札執行の再開・打切りまたは適当な指示を行うことがある。

- 2 再度の入札に付してもなお落札者がいない場合にあっては、指名人を替え再入札を執行することがある。
- 3 予定価格を事後公表または非公表とする入札については、入札回数は2回または3回とする。ただし、1者でも入札価格が予定価格の範囲内であれば、次の入札には移行しない。また、最低制限価格を設定した場合、1者でも入札価格が予定価格および最低制限価格の範囲内であれば同様とする。
- 4 予定価格を事後公表または非公表とする入札において、最低制限価格を設定した場合、最低制限価格未満の入札は失格とする。失格となった場合、次に2回目もしくは3回目の入札を行う際には、これに参加することはできない。また、第7条に基づき、入札が無効となった場合も同様とする。
- 5 予定価格を事前公表とする入札については、入札回数は1回とする。また、予定価格超過の入札または最低制限価格を設定した場合、最低制限価格未満の入札は失格とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

第11条 落札者は落札決定の通知を受けたときは、落札決定通知書に記載の日までに、入札通知書で指定された履行保証措置を講じ、契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(契約保証金等)

第12条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、請負代金額が200万円未満の場合には、契約保証金を免除する。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)または発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に

代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号または第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第12条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(かし担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。ただし、請負代金額が200万円未満の場合には、契約保証金を免除する。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。